

与論町災害廃棄物処理計画

令和2年3月 与論町

目次

1 編 総則	1
1 章 背景及び目的.....	1
2 章 本計画の位置づけ.....	1
3 章 基本的事項.....	3
(1) 対象とする災害および災害廃棄物.....	3
(2) 災害廃棄物処理の基本方針および処理主体.....	5
(3) 地域特性と災害廃棄物処理.....	6
2 編 災害廃棄物対策	7
1 章 組織体制・指揮命令系統.....	7
(1) 市町村災害対策本部.....	7
(2) 災害廃棄物対策の担当組織.....	7
2 章 情報収集・連絡.....	11
(1) 市町村災害対策本部との連絡及び収集する情報.....	11
(2) 国、近隣他都道府県等との連絡.....	12
(3) 県との連絡及び報告する情報.....	15
3 章 協力・支援体制.....	16
(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援.....	16
(2) 民間事業者団体等との連携.....	16
(3) ボランティアとの連携.....	18
4 章 住民等への啓発・広報.....	19
5 章 一般廃棄物処理施設の現況.....	20
6 章 災害廃棄物処理対策.....	22
(1) 災害廃棄物発生量.....	22
(2) 処理可能量.....	24
(3) 処理フローに係る項目.....	27
(4) 仮置場.....	29
(5) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策.....	32
7 章 風水害における処理対応.....	34
8 章 災害廃棄物処理実行計画の作成.....	35

1編 総則

1章 背景及び目的

本計画は、与論町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

2章 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成30年改定)に基づき策定するものであり、与論町地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、具体的な業務内容を示した。

与論町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

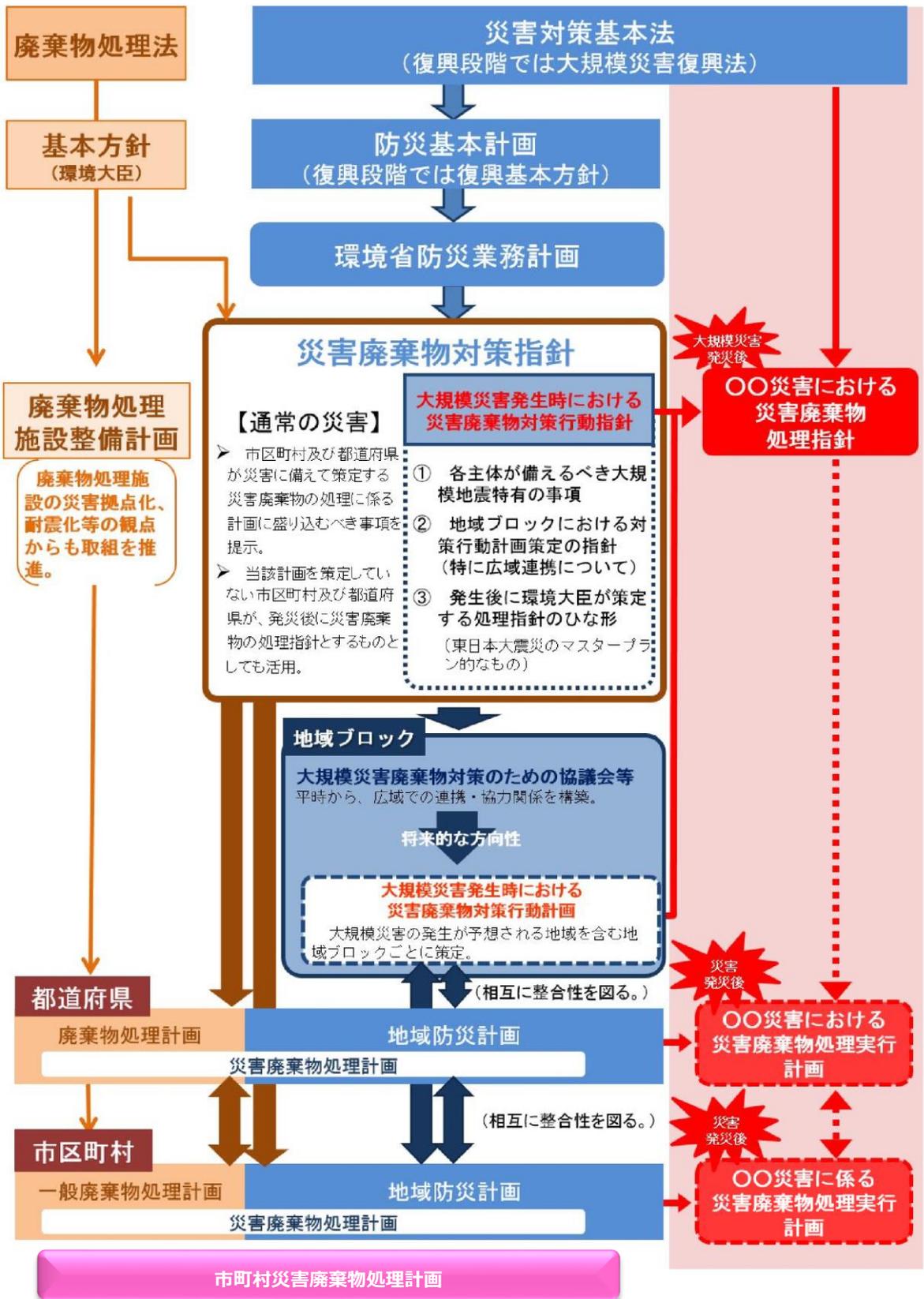


図1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け
出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）

3章 基本的事項

(1) 対象とする災害および災害廃棄物

本計画では、地震災害及び水害、その他自然災害を対象とする。与論町では、表①に示す被害が想定されている。

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、与論町が処理の主体を担う。本計画において対象とする災害廃棄物の種類は、表②のとおりとする。なお、災害時には、災害廃棄物の処理に加えて、通常の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

表① 想定する災害（地震）

項 目	内 容
想 定 地 震	奄美群島太平洋沖(南部)
予 想 規 模	マグニチュード8.2 (震度6弱)
建物全壊棟数	0 / 3, 245棟 (0%)
建物半壊棟数	20 / 3, 245棟 (1%)
火 災 棟 数	0 / 3, 245棟 (0%)
避 難 人 口	1日後：20人
市町村面積に対する 津波浸水面積割合 (津波浸水面積)	30% (14, 818km ²)

出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査(概要版)

表② 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物*等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラカロエチン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正処理 が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）を一部修正

(2) 災害廃棄物処理の基本方針および処理主体

1) 対策方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を表③に示す。

表③ 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	与論町による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

2) 処理期間

発生から概ね3年以内の処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

3) 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負う。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14(事務の委託)の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができることとされ、本町が地震や津波等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、都道府県に事務委託を行うこととする。

(3) 地域特性と災害廃棄物処理

与論町の地域特性を踏まえた災害廃棄物処理における留意点は、次のとおりとなる。

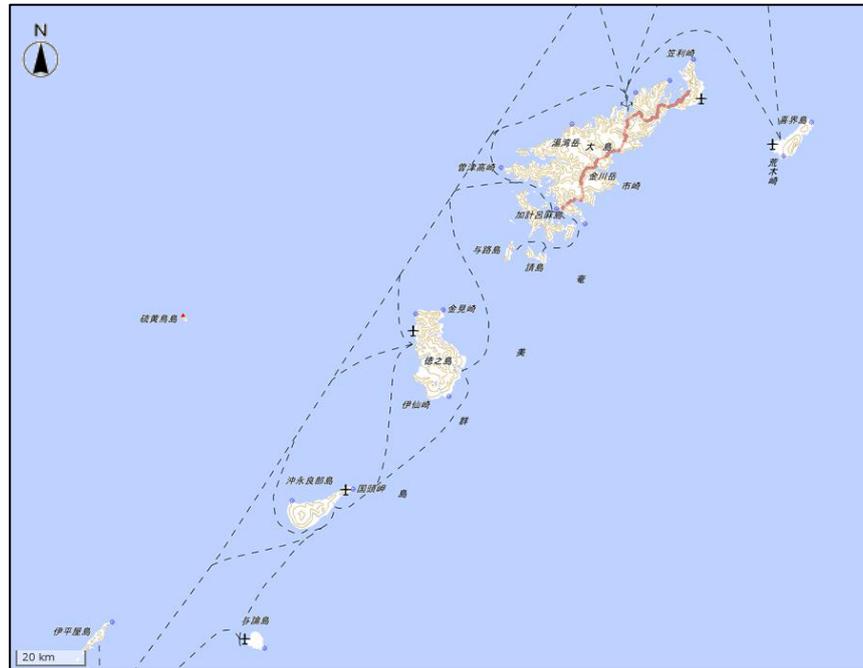


図 6-1 奄美群島の概略図

出典：地理院地図

本町は、鹿児島県最南端に位置する。本町の地勢を踏まえると、台風の襲来や地震津波等による家屋の一部損壊、倒壊、停電等が考えられる。また、災害廃棄物の受け入れ態勢や処理等に留意し仮置場をあらかじめ確保する必要がある。

また、大規模災害が起きた際の仮置場への搬入方法等を計画しあらかじめ災害廃棄物を種類ごとに分別する事で後処理への負担を軽減する事や、一島一町での廃棄物処理を行っているため重機等の処理機械が少ないことから、町内の建設業者等と連携し災害廃棄物処理を計画していくことが重要である。

2編 災害廃棄物対策

1章 組織体制・指揮命令系統

(1) 与論町災害対策本部

発災直後の配備体制と業務は、地域防災計画に基づき図7-1のとおりとする。

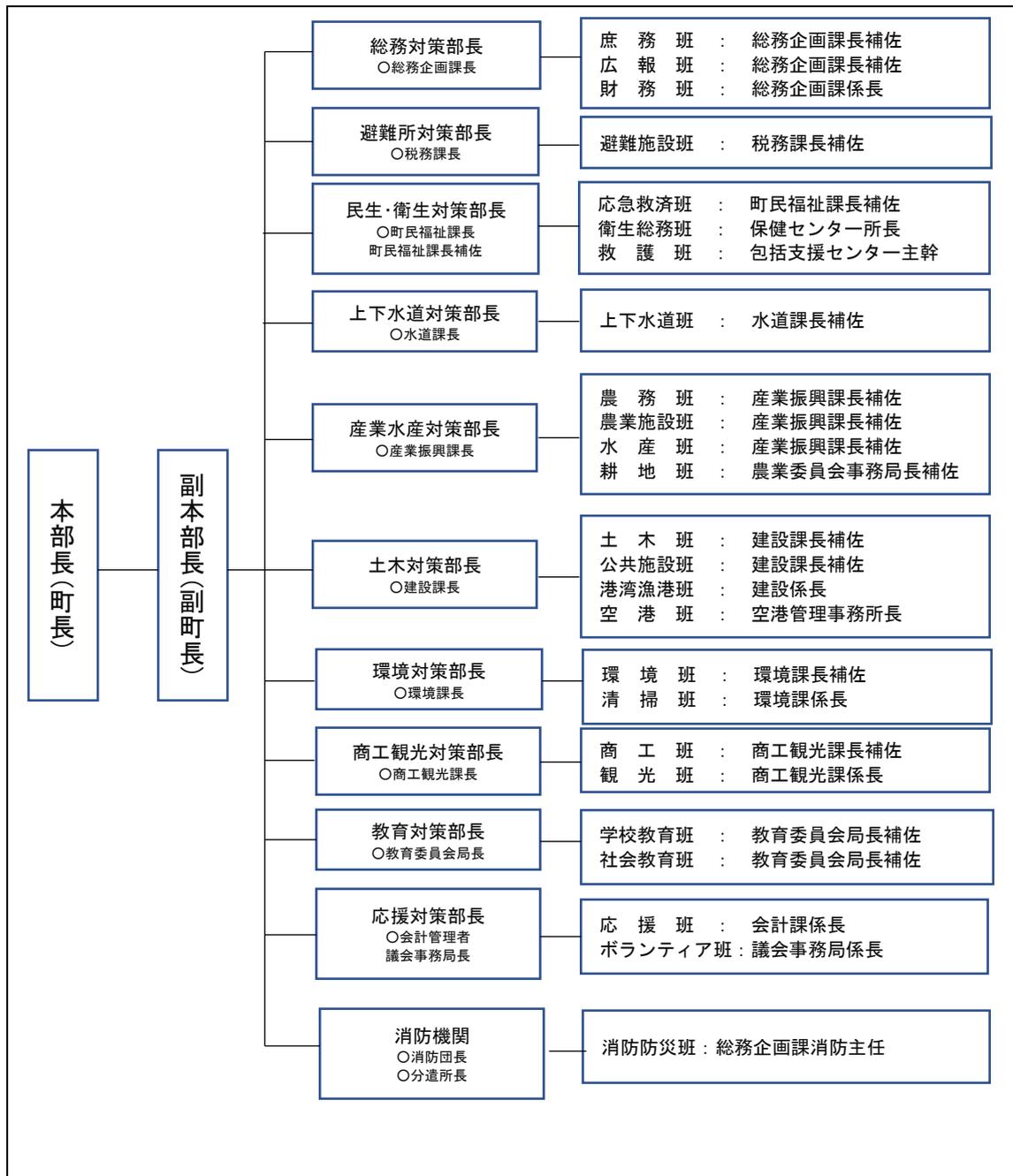


図7-1 災害廃棄物対策組織の構成

(2) 災害廃棄物対策の担当組織

災害廃棄物処理を担当する組織については、図7-1のとおりとする。

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、表④及び表⑤のとおりである。各フェーズについては、災害規模等により異なるが、初動期は発災から7日程度まで、応急対応は、発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から1年程度を目安とする。

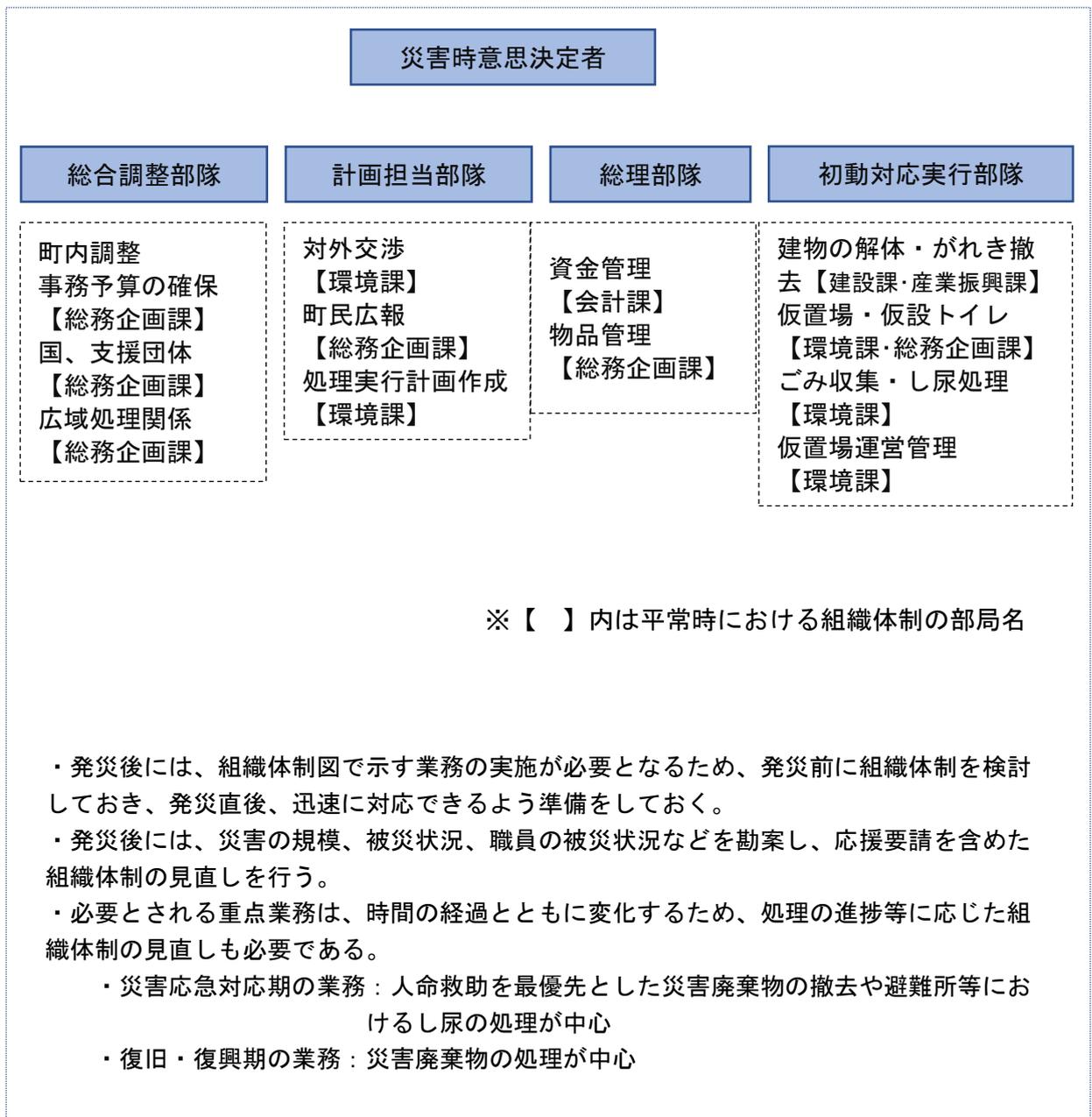


図 8-1 災害廃棄物担当組織図

表④ 災害廃棄物等処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

項 目		内 容
初動期	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認
		収集方法の確立・周知・広報
		避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
	仮設トイレ等の し尿	仮設トイレ（簡易トイレを含む）消臭剤や脱臭剤等の確保
		仮設トイレの必要数の把握
		仮設トイレの運搬、し尿の汲取り運搬計画の策定
		仮設トイレの設置
	し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始：処理、保管先の確保）	
	仮設トイレの管理、し尿の収集・処理	
応急対応 （前半）	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入
		ごみ焼却施設等の補修体制の整備、必要資機材の確保
		収集状況の確認・支援要請
		生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保
		収集運搬・処理体制の確保
		処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定
		収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分
	感染性廃棄物への対策	
	仮設トイレ等の し尿	収集状況の確認・支援要請
仮設トイレの使用法、維持管理法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保）		
応急対応 （後半）	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の補修・再稼働の実施
復旧・復興	仮設トイレ等の し尿	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴う仮設トイレの撤去

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）を一部修正

表⑤ 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物等）

項 目		内 容
初動期	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携
	発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始
	収集運搬	片付けごみ回収方法の検討
		住民、ボランティアへの情報提供（分別方法、仮置場の場所等）
		収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携
		収集運搬の実施
	撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）
	仮置場	仮置場の候補地の選定
		受入に関する合意形成
		仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策
仮置場必要面積の算定		
仮置場の過不足の確認、集約		

項 目		内 容
初動期	環境対策	仮置場環境モニタリングの実施(特に石綿モニタリングは、初動時に実施することが重要。実施に際しては、環境保全担当と連携)
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮
	破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	既存施設(一般廃棄物・産業廃棄物)を活用した破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分
		処理可能量の推計
		腐敗性廃棄物の優先的処理
	進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、評価
	各種相談窓口の設置	損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)等、各種相談窓口の設置(立ち上げは初動期が望ましい)
住民等への啓発広報	住民等への啓発・広報	
応急対応(前半)	発生量	災害廃棄物の発生量の推計(必要に応じて見直し)
	実行計画	実行計画の策定・見直し
	処理方針	処理方針の策定
	処理フロー	処理フローの作成、見直し
	処理スケジュール	処理スケジュールの検討・見直し
	撤去環境対策	倒壊の危険のある建物の優先撤去(設計、積算、現場管理等を含む)(関係部局との連携)
		悪臭及び害虫防止対策
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保 PCB、テトラクロロエチレン、フロンなどの優先的回収
	破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	広域処理の必要性の検討
		仮設処理施設の必要性の検討
収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立	
(後半) 応急対応	破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	広域処理の実施
		仮設処理施設の設置・管理・運営
		港湾における海底堆積ごみ、漂流・漂着ごみの処理
各種相談窓口の設置	相談受付、相談情報の管理	
復旧・復興	撤去	撤去(必要に応じて解体)が必要とされる損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)(設計、積算、現場管理等を含む)
	仮置場	仮置場の集約
		仮置場の復旧・返却
破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	仮設処理施設の解体・撤去	

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）を一部修正

2章 情報収集・連絡

(1) 与論町災害対策本部との連絡及び収集する情報

与論町災害対策本部から収集する情報を表⑥に示す。

表の情報収集項目は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに課内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

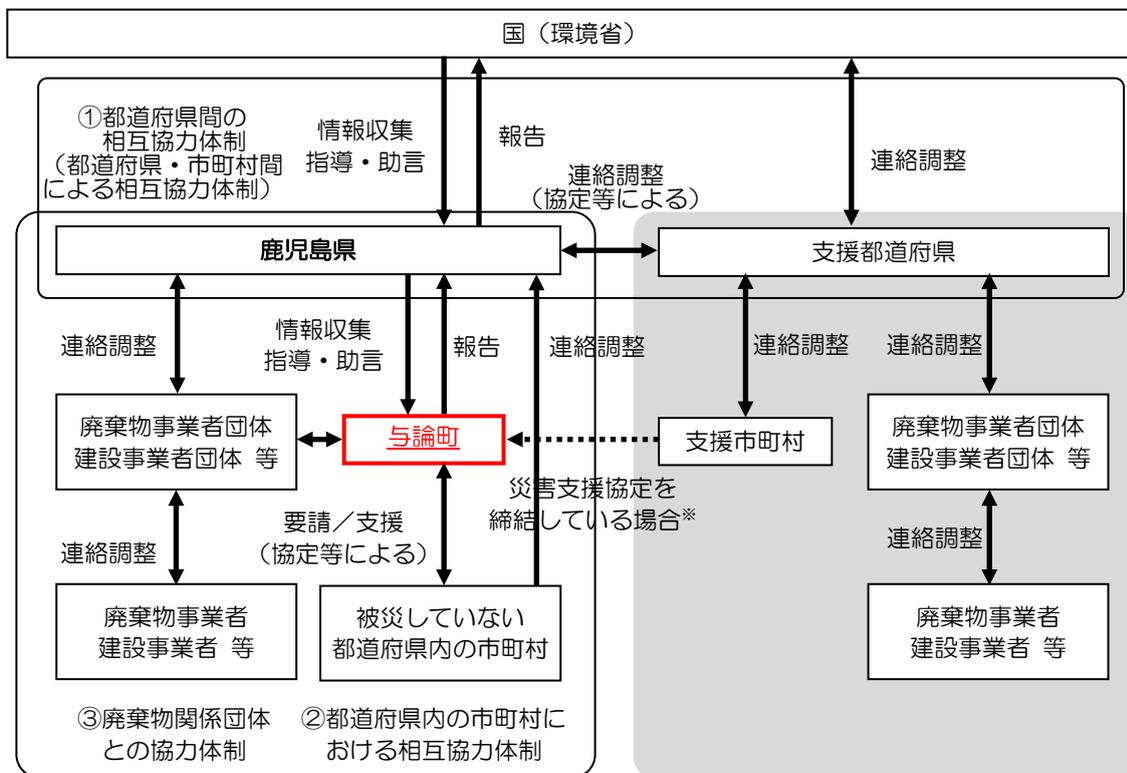
表⑥ 災害対策本部から収集する情報の内容

区 分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	・地区名 ・報告者名、担当部署 ・報告年月日	・避難所名 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数
建物の被害状況の把握		・トイレ不足数把握 ・生活ごみ、し尿の発生量把握
上下水道の被害及び復旧状況の把握		・本町の建物の全壊及び半壊棟数 ・本町の建物の焼失棟数
道路・橋梁・港湾の被害の把握		・水道施設の被害状況 ・断水(水道被害)の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況
		・要処理廃棄物量及び種類等の把握 ・インフラの状況把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
		・被害状況と開通、復旧見通し ・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルート把握

(2) 国、近隣他都道府県等との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）を図12-1に示す。

広域的な相互協力体制を確立するために、県を通して国（環境省、九州地方環境事務所）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

図12-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成26年3月）を一部加筆・修正

【連絡先一覧】

ア) 県及び関係する県内市町村

県／市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
鹿児島県	環境林務部 廃棄物リサイ クル対策 課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2594	099-286-5545
鹿児島県 大島支庁	保健福祉環 境部 健康企画課	894-8501	奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-5411 0997-52-5412	0997-53-7874
鹿児島県 瀬戸内事務所		894-1506	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 36	0997-72-2111	0997-72-2204
鹿児島県喜界 事務所		891-6201	大島郡喜界町赤連2901-14	0997-65-2091	0997-65-0896
鹿児島県 徳之島事務所	保健衛生環 境課	891-7101	大島郡徳之島町亀津4943-2 (大島支庁徳之島第2庁舎)	0997-82-0149	0997-83-2535
鹿児島県 沖永良部事務 所		891-9111	大島郡和泊町手々知名134-1	0997-92-1632	0997-92-1634
喜界町	住民課	891-6292	大島郡喜界町大字湾1746番 地	0997-65-3687	0997-65-4316
龍郷町	生活環境課	894-0192	大島郡龍郷町浦110番地	0997-69-4525	0997-62-2535
奄美市	市民部 環境対策課	894-8555	奄美市名瀬幸町25番8号	0997-52-1111	0997-52-1354
大和村	住民税務課	894-3192	大島郡大和村大和浜100	0997-57-2127	0997-57-2161
宇検村	住民税務課	894-3392	大島郡宇検村湯湾915	0997-67-2213	0997-67-2262
瀬戸内町	町民生活課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23	0997-72-1060	0997-72-1120
天城町	町民生活課	891-7692	大島郡天城町平土野2691-1	0997-85-3111	0997-85-3110
徳之島町	住民生活課	891-7192	大島郡徳之島町亀津7203番 地	0997-82-1111	
伊仙町	きゅらまち 観光課	891-8293	大島郡伊仙町大字伊仙1842	0997-86-3111	0997-86-2301
和泊町		891-9192	大島郡和泊町和泊10番地	0997-92-1111	
知名町		891-9295	大島郡知名町大字知名307番 地	0997-93-3111	0997-93-4103
与論町	環境課	891-9301	大島郡与論町茶花1418-1	0997-97-4712	0997-97-4305

イ) 関係する廃棄物関係一部事務組合

組合名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
大島地区衛生組合	894-0002	奄美市名瀬大字有屋字井野 1594-1	0997-53-2969 0997-52-9766	0997-54-4788
徳之島愛ランド広域連合	891-8113	大島郡伊仙町目手久1395	0997-81-7855	

ウ) 関係する一般廃棄物処理施設（市町村および一部事務組合設置）

1) ごみ焼却施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
名瀬クリーンセンター	大島地区衛生組合	894-0002	奄美市名瀬大字有屋字井野 1594-1	0997-53-2969 0997-52-9766
喜界町クリーンセンター	喜界町		大島郡喜界町湾625-1番地	0997-65-3341

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
徳之島愛ランドクリーンセンター	徳之島愛ランド広域連合	891-8113	大島郡伊仙町目手久1395	0997-81-7180
与論町クリーンセンター 美ら島	与論町	891-9302	大島郡与論町立長678番地	0997-97-2700

2) 最終処分場

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
名瀬クリーンセンター	大島地区衛生組合	894-0002	奄美市名瀬大字有屋字井野1594-1	0997-53-2969 0997-52-9766
徳之島愛ランドクリーンセンター	徳之島愛ランド広域連合	891-8113	大島郡伊仙町目手久1395	0997-81-7180
与論町一般廃棄物最終処分場	与論町	891-9302	大島郡与論町立長671番地	0997-97-4712

3) その他のごみ処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
奄美ストックヤード	大島地区衛生組合	894-0002	奄美市名瀬大字有屋字井野1594-1	0997-53-2969 0997-52-9766
喜界町粗大ごみ処分場	喜界町		大島郡喜界町湾625-1番地	0997-65-3341
与論町リサイクルセンター	与論町	891-9302	大島郡与論町立長684	0997-97-5575

4) し尿処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
有良汚泥再生処理センター	大島地区衛生組合 (構成市町村：奄美市、龍郷町)		奄美市名瀬大字有良字松川800	
大和村衛生センター	大和村 (宇検村からも受託)	894-3107	大島郡大和村大字大金久字壱参当1495-2	
瀬戸内町衛生センター	瀬戸内町		大島郡瀬戸内町大字古仁屋1326番地	0997-72-1973
瀬戸内町加計呂麻クリーンセンター	瀬戸内町		大島郡瀬戸内町大字俵	0997-75-0727

エ) 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
環境省 環境再生・資源循環局	環境再生事業 担当参事官付 災害廃棄物対策室	100-8975	東京都千代田区霞が関 1-2-2中央合同庁舎5号館	03-3581-3351	03-3593-8359
同上	廃棄物適正処理推進課	同上	同上	03-3581-3351	03-3593-8263
九州地方 環境事務所	資源循環課	860-0047	熊本県熊本市西区春日2丁目10番 1号 熊本地方合同庁舎B棟4階	096-322-2410	096-322-2446
沖縄奄美 自然環境事務所		900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階	098-836-6400	098-836-6401

(3) 県との連絡及び報告する情報

災害廃棄物処理に関して、県へ報告する情報を表⑦に示す。

与論町は、発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに与論町内の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について、情報収集を行う。特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となる。

正確な情報が得難い場合は、県への職員の派遣要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等、積極的な情報収集を行う。

なお、県との連絡窓口を明確にしておき、発災直後だけでなく、定期的に情報収集を行う。

表⑦ 報告する情報の内容

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
災害廃棄物の発生状況	・災害廃棄物の種類と量 ・必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧見通し ・必要な支援	
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況 ・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援

3章 協力・支援体制

(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

他市町村等、都道府県による協力・支援については、予め締結している災害協定等にもとづき、本町内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての確に要請できるようにする。

協力・支援体制の構築にあたっては、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用する。

また、災害廃棄物処理業務を遂行する上で、職員が不足する場合は、県に要請（従事する業務、人数、派遣期間等）し、県職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整をしてもらう。

表⑧ 災害時応援協定

締結元	締結日	協定名称	締結先	協定の概要
県	H29.11.15	九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県、山口県	支援可能な県が被災県に対して支援する
町	H19.6.27	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	鹿児島県	被市町村が要請する支援

(2) 民間事業者団体等との連携

与論町では、必要に応じて災害廃棄物処理の協力を要請するために、今後災害廃棄物処理に関連する各種事業者との応援協定の締結についても検討を進める。

表⑨ 民間事業者との災害時応援協定

締結元	締結日	協定名称	締結先	協定の概要
県	H17.3.28	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書	鹿児島県環境整備事業協同組合	県内市町村が被災し、県が必要を認められた際、組合に協力を要請できる
県	H17.3.28	無償災害団体救援協定書（災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書）	鹿児島県環境管理協会	県もしくは市町村からの要請により、し尿等の収集運搬もしくは仮設トイレの設置について支援協力する
県	H21.5.26	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	社団法人鹿児島県産業廃棄物協会	県内での災害において、災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分の協力を要請できる
県	H26.3.28	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援協定書	一般社団法人鹿児島県環境保全協会	被災市町村から県に要請があった際、浄化槽の点検・復旧等に関して支援する
町	H24.11.5	災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定	鹿児島県LPガス協会 奄美支部	災害時におけるLPガスの供給及び運搬
町	H29.6.7	災害時における電力復旧等に関する協定書	九州電力（株）奄美配電事業所	災害発生時における電力の確保及び早期復旧
町	H28.12.1	地域における協力に関する協定	与論町内郵便局及び名瀬郵便局	住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための情報提供及び活動
町	H20.7.23	大規模な災害に於ける対策に関する協定	与論町建設有志会	大規模な災害の発生及び災害の発生がある場合

締結元	締結日	協定名称	締結先	協定の概要
町	H18.10.24	大規模な災害に於ける対策に関する協定書	奄美建設協会与論支部	自然災害、及び人為的な災害(火災等)について、その予防・救援・緊急の復旧作業などを行う。

(3) ボランティアとの連携

ボランティアが必要な際は、各ボランティア団体へ支援要請する。

ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、町ではボランティアの参加を促すほか、島外からボランティアを受け入れる際、宿泊場所の確保が難しいことが想定されるため、平時から受け入れ体制を検討しておき参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。

ボランティア活動に関する留意点として、表⑩に示す事項が挙げられる。

表⑩ 災害ボランティア活動の留意点

留 意 点
・ 災害廃棄物処理を円滑に行うため、ボランティアには災害廃棄物処理の担当者が活動開始時点において、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を説明しておくことが望ましい。
・ 災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等の危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせない。
・ 災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、可能であれば本町にて準備する。特に災害廃棄物の処理現場においては、粉塵等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）が必要である。
・ 破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及び粉じんに留意する。予防接種の他、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受けてもらう。
・ 津波や水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入しており、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となる。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成26年3月）を参考に作成

4章 住民等への啓発・広報

表⑪に住民へ広報する情報の例を示す。

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ゴミの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。町民に対する災害情報、又は災害対策上町民に周知すべき必要な事項の伝達は、報道機関の積極的利用のほか、防災行政無線、広報車、町ホームページなどを通じ行うものとする。

表⑪ 広報する情報

項目	内容
仮置場の設置状況	場所、分別方法、設置予定期間、収集期間、処理の概要 ※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する。 ※仮置場における便乗ゴミの排出禁止や、不法投棄・不適正処理の禁止についても合わせて周知する。
災害廃棄物処理の進捗状況	町内全域の処理の進捗状況、今後の計画
ボランティアの募集	町内、町外からのボランティア支援要請

5章 一般廃棄物処理施設の現況

与論町の一般廃棄物処理施設、民間の処理施設、応援協力体制にある処理施設等について、その処理能力、受入区分等の概要を表⑫、表⑬に示す。

表⑫ 一般廃棄物焼却施設の稼働状況

施設名	処理能力 (t/日)	炉数	使用開始 年度	備考
名瀬クリーンセンター	100	2	H9	50t/16h×2炉
喜界町クリーンセンター	12	1	H4	
喜界町焼却施設(建設予定)	8	1	R3	
徳之島愛ランドクリーンセンター	19	2	H15	
与論町クリーンセンター 美ら島	8	1	H29	

表⑬ 一般廃棄物最終処分場の残余年数等

施設名	残余容量 (m3)	埋立開始 年度	埋立終了 年度	備考
名瀬クリーンセンター	40,331	H9		H31年3月末時点
徳之島愛ランドクリーンセンター	10,821	H15	R13予定	R1年6月末時点
与論町一般廃棄物最終処分場	2,732	H26	R10予定	H31年3月末時点

※各処理施設へのヒアリング結果

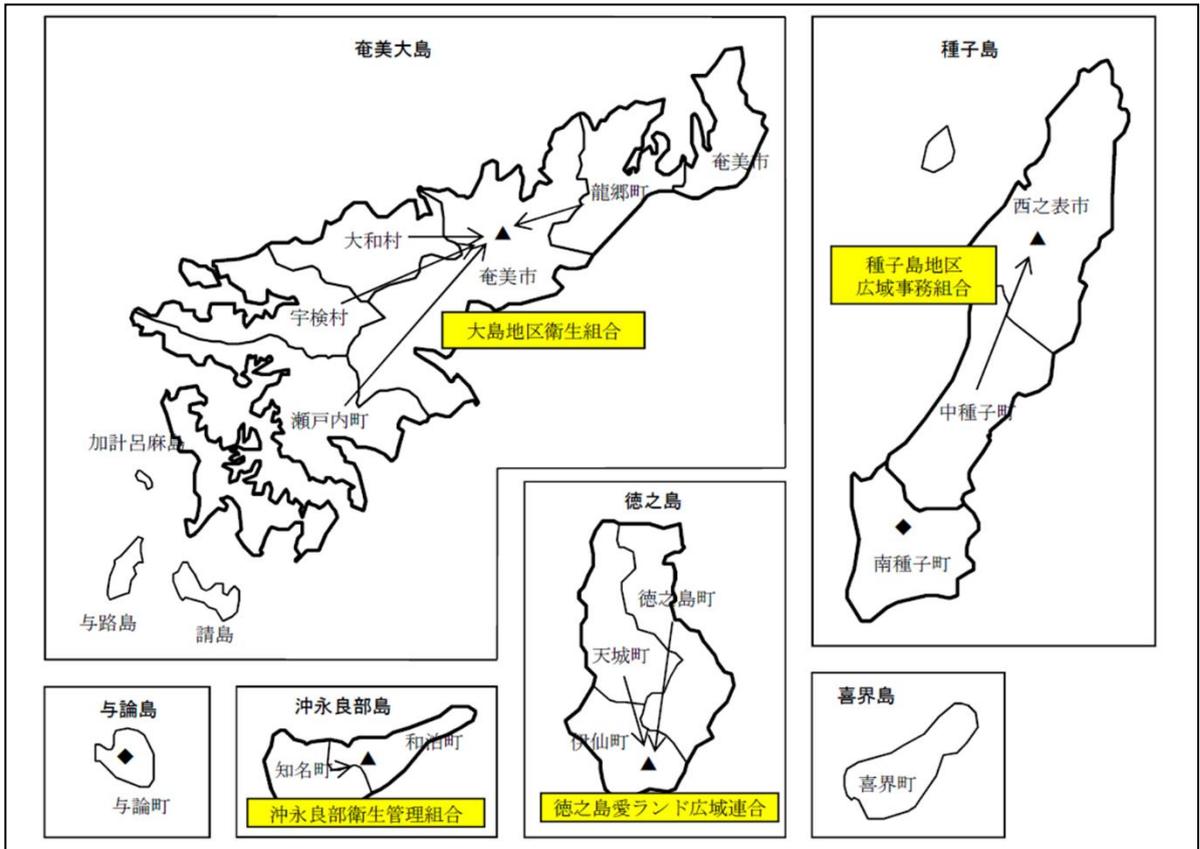
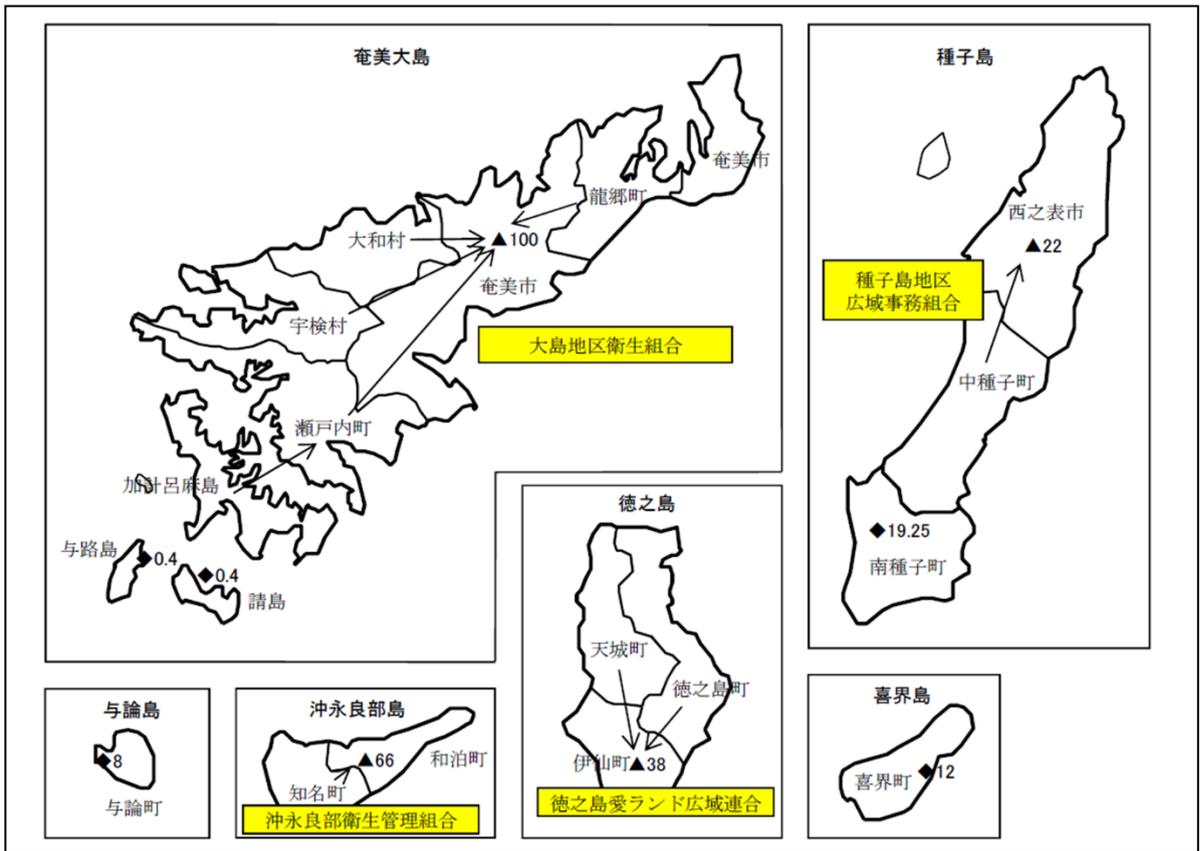


図 21-1 一般廃棄物処理施設の位置図（上図：焼却施設 下図：最終処分場）

出典：鹿児島県災害廃棄物処理計画

6章 災害廃棄物処理対策

(1) 災害廃棄物発生量

災害廃棄物処理計画を策定するための災害廃棄物発生量の算定は、鹿児島県地震等災害被害予測調査結果に基づき、建物被害棟数及び津波堆積物量を算出した。また、これらのデータをもとに組成別の災害廃棄物量を算定した。

発災後は災害廃棄物処理実行計画策定時に災害廃棄物の発生量を推計することとなる。処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被害状況の調査結果に基づき、発生量推計の見直しを行う。災害廃棄物発生量の算定後、仮置き場必要面積

◆災害廃棄物発生量の推計方法の例

$$\text{災害廃棄物発生量 [t]} = (\text{A}) \text{全壊による災害廃棄物発生量 [t]} + (\text{B}) \text{半壊による災害廃棄物発生量 [t]} + (\text{C}) \text{焼失(木造)による災害廃棄物発生量 [t]}$$

$$(\text{A}) \text{全壊による災害廃棄物発生量 [t]} = \text{全壊棟数 [棟]} \times 117 \text{ [t/棟]}$$

$$(\text{B}) \text{半壊による災害廃棄物発生量 [t]} = \text{半壊棟数 [棟]} \times 23 \text{ [t/棟]}$$

$$(\text{C}) \text{焼失(木造)による災害廃棄物発生量 [t]} = \text{焼失(木造)棟数 [棟]} \times 78 \text{ [t/棟]}$$

(※鹿児島県地震等災害被害予測調査では火災による消失棟数の木造・非木造割合が示されていないため、火災消失棟数を全て木造家屋として算出した)

出典：災害廃棄物対策指針

表⑭ 災害廃棄物の種類別割合

種別	液状化、揺れ、津波による 全壊・半壊家屋	火災による焼失家屋
		木造
可燃物	18%	0.1%
不燃物	18%	65%
コンクリートがら	52%	31%
金属	6.6%	4%
柱角材	5.4%	0%

災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）技術資料【技 1-11-1-1】をもとに作成

◆津波堆積物の発生量推計の例

$$\text{津波堆積物発生量 [t]} = \text{津波浸水面積 [km}^2\text{]} \times 10^6 \times 0.024 \text{ [t/m}^2\text{]}$$

$$\text{津波浸水面積 [km}^2\text{]} = \text{市町村面積 [km}^2\text{]} \times \text{津波浸水面積割合 [\%]}$$

(与論町面積 20.48 km²)

出典：災害廃棄物対策指針及び鹿児島県地震等災害被害予測調査

表⑮ 災害廃棄物の種類別発生量

項 目	発生量(t)
	(例)奄美群島太平洋沖(南部)地震
災害廃棄物(合計値)	460t
可燃物 (18%)	83t
不燃物 (18%)	83t
コンクリートがら (52%)	239t
金属 (6.6%)	30t
柱角材 (5.4%)	25t
津波堆積物	14, 818t
災害廃棄物+津波堆積物 合計値	15, 278t

表⑯ 奄美群島全体の災害廃棄物の種類別発生量

項 目	発生量(t)
	(例)奄美群島太平洋沖(南部)地震
災害廃棄物(合計値)	168, 000t
可燃物 (18%)	30, 240t
不燃物 (18%)	30, 240t
コンクリートがら (52%)	87, 360t
金属 (6.6%)	11, 088t
柱角材 (5.4%)	9, 072t
津波堆積物	318, 850t
災害廃棄物+津波堆積物 合計値	486, 850t

(2) 処理可能量

災害廃棄物に対する焼却施設及び最終処分場における処理可能量を、平時施設の処理実績をふまえて算出した。

本計画では災害廃棄物対策指針に記載されたシナリオ設定のうち、高位シナリオを採用し施設の処理可能量を算出した。

これに併せて、焼却施設では施設の公称能力を最大限活用する手法、最終処分場では残余容量から10年間の生活ごみ埋立て量を差し引く手法による処理可能量も算出した。

ア) 焼却施設処理可能量

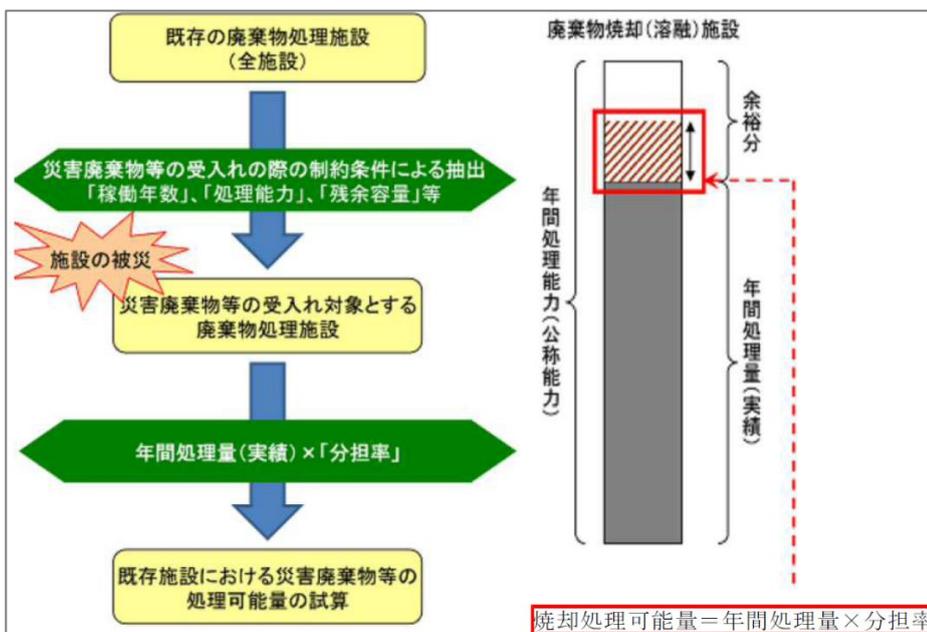


図24-1 処理可能量の試算フローと焼却処理可能量の考え方

出典：災害廃棄物対策指針【技1-11-1-1】を基に作成

表⑰ 災害廃棄物対策指針のシナリオ設定（焼却施設）

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力（交渉能力）	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
③処理能力（交渉能力）に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし
④年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

※処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受入対象から除外している。

出典：災害廃棄物対策指針【技1-11-2】

表⑩ 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件（公称能力を最大限利用する方法）

処理可能量（t/年）	年間処理能力(t/年)－年間処理量(実績)(t/年度) ※大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量(t/3年)についても算出する。ただし、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年とする。
年間処理能力（t/年）	年間最大稼働日数(日/年)×処理能力(t/日)
年間最大稼働日数	各施設の稼働状況(老朽化、定期点検等)をもとに設定

表⑪ 焼却施設の処理可能量

施設名	処理能力 (t/日)	処理実績 (t/年)	処理可能量(t/年)		処理可能量(t/2.7年)	
			高位 シナリオ	公称能力 最大	高位 シナリオ	公称能力 最大
与論クリーンセンター美ら島	8t/ 日	1,887t(30年度)	300t	500t	1,000t	1,600t

イ) 最終処分場埋立可能量

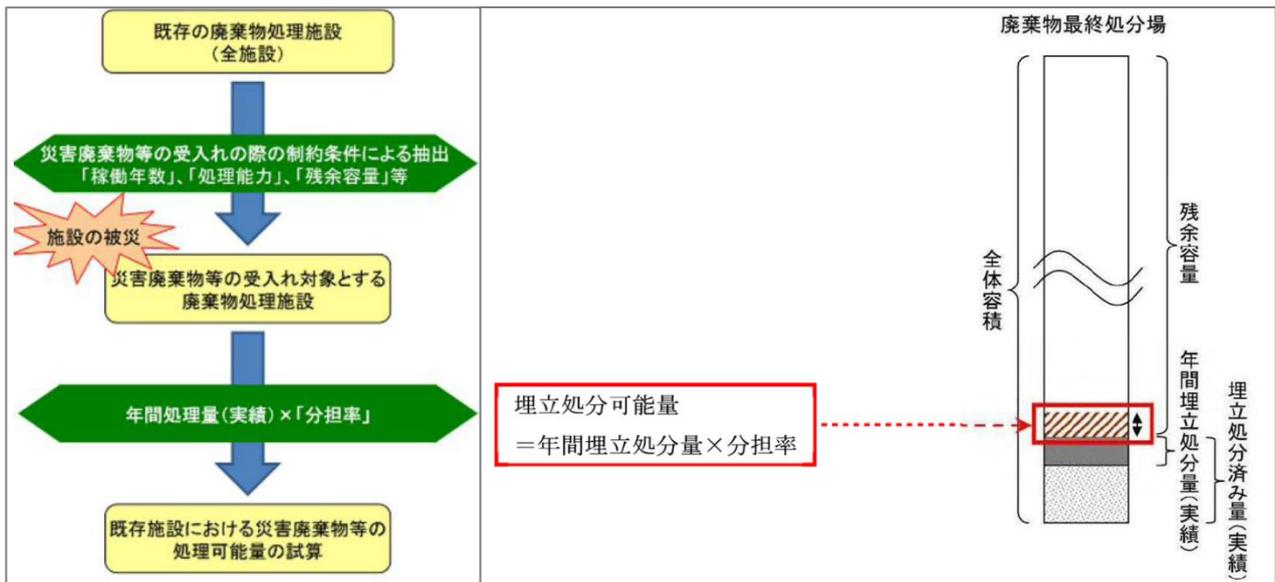


図26-1 最終処分場の処理可能施設抽出の考え方

出典：災害廃棄物対策指針【技1-11-1-1】を基に作成

表⑳ 災害廃棄物対策指針のシナリオ設定（一般廃棄物最終処分場）

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間処理量の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

出典：災害廃棄物対策指針【技1-11-2】

表㉑ 一般廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件（残余容量-10年分埋立量）

処理可能量(t)	$(\text{残余容量}(\text{m}^3) - \text{年間埋立処分量}(\text{実績})(\text{m}^3/\text{年度}) \times 10 \text{年}) \times 1.5(\text{t}/\text{m}^3)$ ※災害が直ちに発生するとは限らないこと、最終処分場の新設に数年を要することから、10年間の生活ごみ埋立量を残余容量から差し引いた値とする。
----------	---

表㉒ 最終処分場（不燃物）の処理可能量

施設名	残余容量 (m ³)	処理実績 (m ³ /年)	処理可能量(t)		
			高位シナリオ		残余容量(t)- 10年分埋立量(t)
			(t/年)	(t/2.7年)	
一般廃棄物最終処分場	2,732m ³	263m ³	100t	200t	100t

(3) 処理フローに係る項目

1) 処理フロー

災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるためには、混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底するものとする。混合廃棄物を減らすことが、復旧のスピードを高め、再資源化・中間処理・最終処分へのトータルコストを低減できることを十分に念頭に置くものとする。

災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別・処理フローを設定する。

単位：t

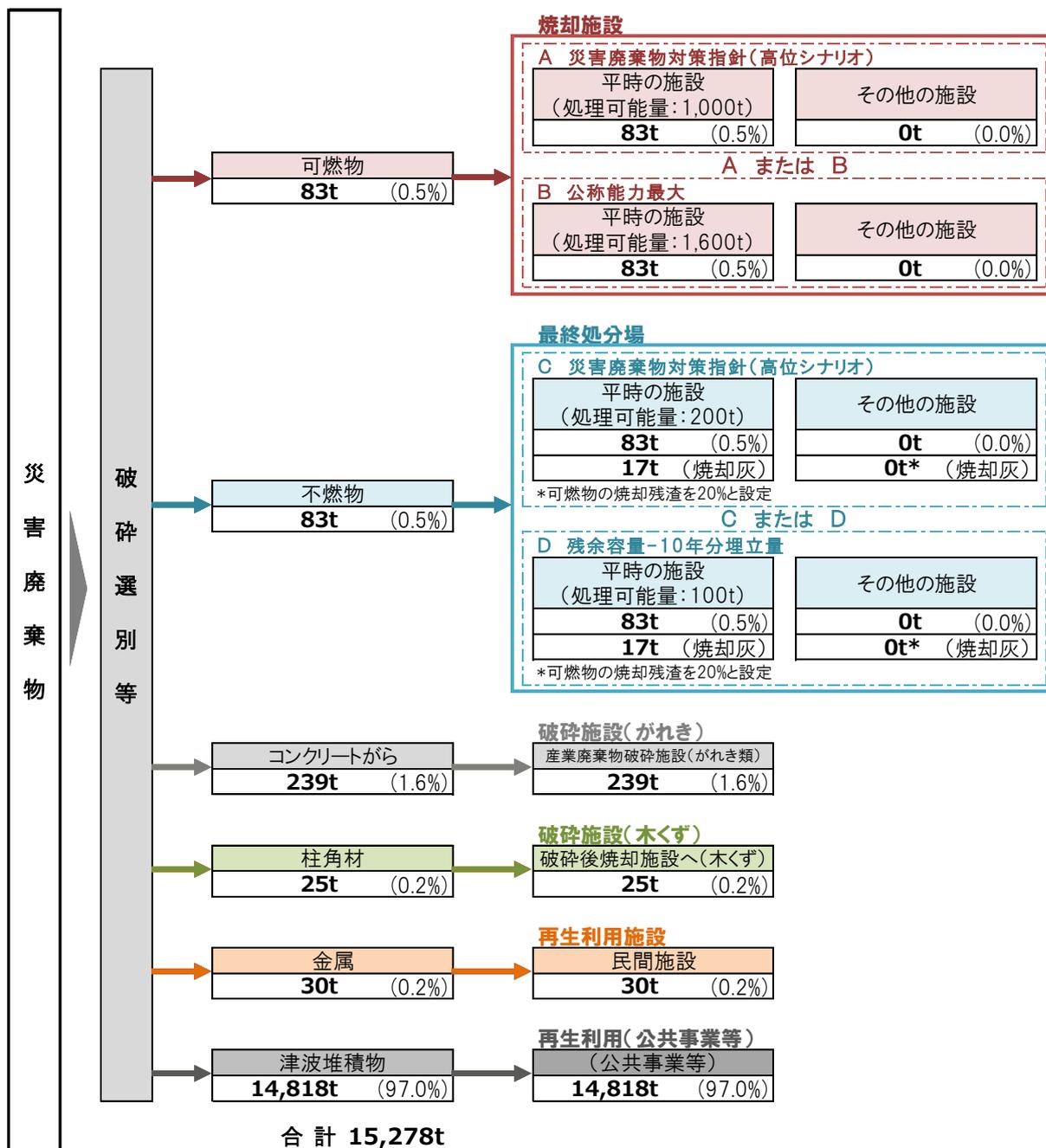


図27-1 奄美群島太平洋沖(南部)地震における災害廃棄物処理フロー

2) 広域的な処理・処分

自区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、県への事務委託（地方自治法第252条の14）を含めて広域処理を検討する。県への事務委託の内容には次のようなものが考えられる。

- ① 倒壊建物等の解体・撤去
- ② 一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理
- ③ 一次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理
- ④ 二次仮置場からの収集運搬
- ⑤ 処理（自動車、家電、PCB 等特別管理廃棄物、災害廃棄物等）

3) 処理スケジュール

過去の大規模災害の事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を3年とした場合、表㉓のスケジュールを目安とする。実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

表㉓ 処理スケジュール

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

(4) 仮置場

1) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定する。

本町における仮置場候補地は表⑭のとおりとする。また、本計画で想定した災害の仮置場必要面積を表⑮に示す。

表⑭ 仮置場候補地

名称	所有者及び管理者
総合グラウンド	与論町
福祉センター横空き地	与論町
リサイクルセンター横雑種地	(株)栄幸 代表 川畑 力

※仮置場候補地の選定の際に考慮する点

《選定を避けるべき場所》

- ・ 学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺は避ける。
- ・ 周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
- ・ 土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。
- ・ 浸水想定区域等は避ける。

《候補地の絞り込み》

- ・ 重機等による分別・保管をするため、できる限り広い面積を確保する。
- ・ 公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地。
- ・ 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地。(借上げる)
- ・ アスファルト等舗装してある場所が望ましい。
- ・ 候補地に対する災害時の他の土地利用(自衛隊野営場、避難所、応急仮設住宅等)のニーズの有無を確認する。(防災担当部署と協議しておく)
- ・ 効率的な搬入出ルート、必要な道路幅員が確保できる。
- ・ 長期間の使用が可能。
- ・ 道路渋滞や周辺への環境影響を十分考慮する。

◆仮置場必要面積の推計方法の例

$$\text{災害廃棄物仮置場面積} [\text{m}^2] = \text{①仮置場面積 (可燃系混合物)} [\text{m}^2] + \text{②仮置場面積 (不燃系混合物)} [\text{m}^2]$$

$$\text{①仮置場面積 (可燃系混合物)} [\text{m}^2] = \frac{\text{集積量 (可燃系混合物)} [\text{t}]}{\text{可燃物見かけ比重} [\text{t}/\text{m}^3] \times \text{積上げ高さ} [\text{m}] \times (1 + \text{作業スペース割合})}$$

$$\text{集積量 (可燃系混合物)} [\text{t}] = \text{災害廃棄物発生量 (可燃系混合物)} [\text{t}] - \text{処理量 (可燃系混合物)} [\text{t}]$$

$$\text{処理量 (可燃系混合物)} [\text{t}] = \text{災害廃棄物発生量 (可燃系混合物)} [\text{t}] \div \text{処理期間} [\text{年}]$$

$$\text{②仮置場面積 (不燃系混合物)} [\text{m}^2] = \frac{\text{集積量 (不燃系混合物)} [\text{t}]}{\text{不燃物見かけ比重} [\text{t}/\text{m}^3] \times \text{積上げ高さ} [\text{m}] \times (1 + \text{作業スペース割合})}$$

$$\text{集積量 (不燃系混合物)} [\text{t}] = \text{災害廃棄物発生量 (不燃系混合物)} [\text{t}] - \text{処理量 (不燃系混合物)} [\text{t}]$$

$$\text{処理量 (不燃系混合物)} [\text{t}] = \text{災害廃棄物発生量 (不燃系混合物)} [\text{t}] \div \text{処理期間} [\text{年}]$$

ここで、処理期間：3〔年〕、可燃物見かけ比重：0.4〔t/ m³〕、不燃物見かけ比重：1.1〔t/ m³〕、積上げ高さ：5〔m〕、作業スペース割合：1とする

※不燃系混合物には津波堆積物を含む

(災害廃棄物対策指針 技術資料を参考に作成)

表⑫ 仮置場必要面積

想定災害	仮置量(t)	仮置場必要面積	
		(m ²)	(ha)
奄美群島太平洋沖(南部)地震	15, 278t	3, 749m ²	0. 37ha

2) 住民への仮置場の周知及び受入許可

災害発生後、島内全域を災害調査員が調査に回る。その際、被災し災害ゴミが発生する家屋として認められた家屋に災害ゴミ免除申請を発行(別紙様式1)し、小組合、氏名を記入した後、災害ゴミを仮置場に持ち込む際に受付に証明書として申請する。

仮置場を設置した時には、場所、受入れ期間(時間)、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行う。広報は、インターネット、チラシ、放送等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

3) 仮置場の設置、運営

平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震など過去の大災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時から分別を徹底することが重要とされているため、本町においても同様に行う。

- ◆仮置場の選定は、候補地リストの中から、災害対策本部内で調整のうえ行う。
- ◆仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壌調査をしておくことが望ましい。
- ◆保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等土壌汚染防止対策を検討する。
- ◆仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。(平常時に作成しておく。)
- ◆生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- ◆災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。
- ◆分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行う。
- ◆火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- ◆状況に応じ、不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図るため、仮置場周囲に、フェンス等の囲いを設置する。

表⑳ 仮置場の種類

一次仮置場	片付けごみ、被災した建物、津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間の分別・保管を基本とする。
二次仮置場	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等への施設に搬入するまでの間の保管や、受入のための中間処理(破碎・選別)を行う。必要に応じて仮設焼却炉を設置する場合もある。

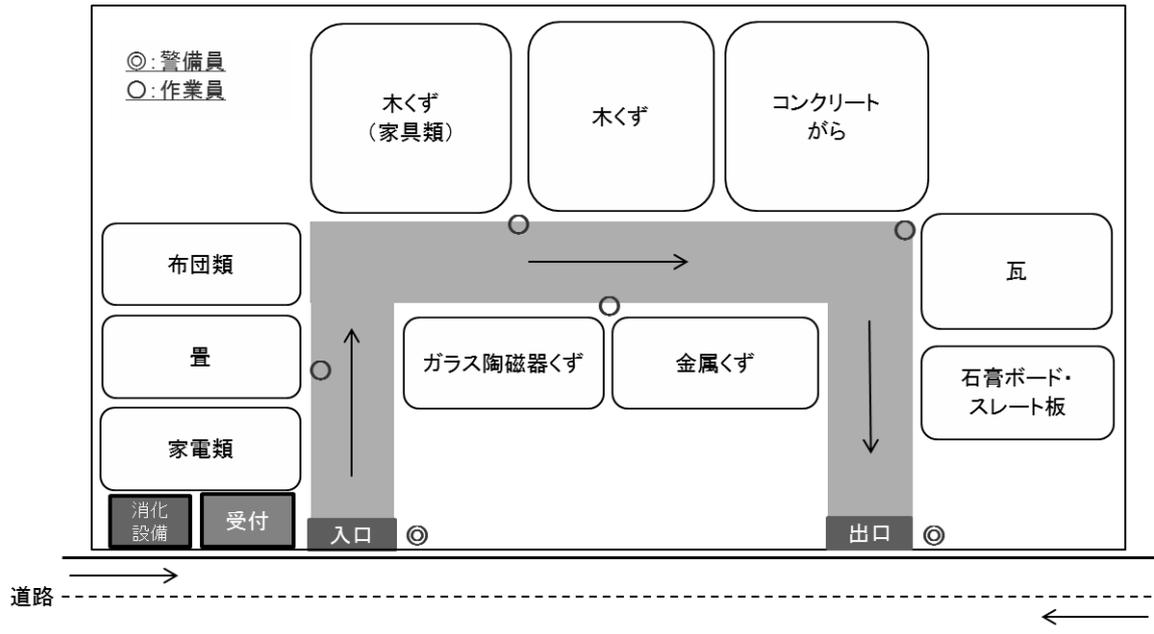


図32-1 仮置場の分別配置(例)

※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。

※災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい。

※出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りにする。

4) 仮置場の復旧

仮置場を復旧する際は、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、原状回復に努める。また、迅速な処理終結のために、復旧ルールを検討していく。

(5) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

本町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

災害時における有害・危険性廃棄物の収集・処理方法における留意事項は、表㉑のとおりとする。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

表⑦ 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等は、撤去(必要に応じて解体)前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
漁網	<ul style="list-style-type: none"> ・漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。
漁具	<ul style="list-style-type: none"> ・漁具は破砕機での破砕が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破砕して焼却処理した事例がある。
肥料・飼料等	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は(港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む)、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。
PCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者へ引き渡す。 ・PCBを使用・保管している損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)を行う場合や撤去(必要に応じて解体)作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
危険物	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の処理は、種類によって異なる。(例: 消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県エルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など)
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）p.2-45、表 2-3-1 を編集

7章 風水害における処理対応

風水害は、地震災害と比較すると局地的になり、災害廃棄物発生量が地震と比較して少ないことから、基本的には地震災害時の対応方針に準じるものとする。しかしながら、通常のごみと比較すると水分を多く含むなど、表⑳に示す特徴を有することから、収集運搬・処理にあたって、留意する必要がある。

また、特に重要となるのが、発災後速やかに仮置場の位置情報や、搬入・分別のルール等を周知することである。風水害では、床上・床下浸水家屋が多いため、水が引いた直後からごみが排出される。このため、適切に行わない場合、必要以上の処理期間やコストを要することとなる。これらの留意点を踏まえ、適切に対応することが必要である。

表⑳ 水害廃棄物の特徴

廃棄物の区分	特徴
粗大ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。 ・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車輛等では収集・運搬が困難である。 ・土砂が多量に混入しているため、処理にあたって留意が必要である。 ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。 ・便乗による廃棄物(廃タイヤや業務用プロパン等)が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。
し尿等	<ul style="list-style-type: none"> ・水没した汲み取り便所の便槽や浄化槽については、被災後速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。
流木等	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により流されてきた流木やビニル等が、一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。
畳等	<ul style="list-style-type: none"> ・水分をふくんだ畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に資源化や処理を行う必要がある。消毒・消臭等、感染症の防止、衛生面の保全を図る。 ・畳、カーペットは、保管スペースや早期の乾燥を図るためカッターによる切断(1/4程度)等の対応をすることがのぞましい。

出典：水害廃棄物対策指針、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）を参考に作成

8章 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。実行計画の具体的な項目例は、表㉑のとおりとする。

表㉑ 実行計画の項目例

1	実行計画の基本的考え方
1.1	基本方針
1.2	実行計画の特徴
2	被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状
2.1	被災状況
2.2	発生量の推計
2.3	災害廃棄物の性状
3	災害廃棄物処理の概要
3.1	災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方
3.2	市町村内の処理・処分能力
3.3	処理スケジュール
3.4	処理フロー
4	処理方法の具体的な内容
4.1	仮置場
4.2	収集運搬計画
4.3	解体・撤去
4.4	処理・処分
5	安全対策及び不測の事態への対応計画
5.1	安全・作業環境管理
5.2	リスク管理
5.3	健康被害を防止するための作業環境管理
5.4	周辺環境対策
5.5	適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法
5.6	貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法
5.7	取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法
6	管理計画
6.1	災害廃棄物処理量の管理
6.2	情報の公開
6.3	都道府県、市町村等関係機関との情報共有
6.4	処理完了の確認(跡地返還要領)